

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

当社は、企業理念の1つである「開かれた企業」のもと、当社の企業価値を向上させるため、また、法が求める内部統制の3つの目的である①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性、③法令・定款の遵守、を確保するために、以下の3項目を基本方針とし、体制を整える。

- * 日常業務のプロセスにおいて、ビジネスリスクのチェック・判断を組織的に行うことにより、リスクを回避する。
- * 環境変化に適応し、ビジネスリスクの管理体制を継続的に見直す。
- * 外部の第三者の視点を取り入れ、透明性を確保する。

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- * 当社は、取締役・従業員が法令・定款を遵守し、企業理念の1つである「開かれた企業」を具現化できるよう行動規範を制定する。
- * 取締役会については、取締役会規程を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- * また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象としている。
- * 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- * 担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、重大な問題への対応・再発防止策の決定、コンプライアンス施策の検討などを行うこととする。コンプライアンス委員会事務局である法務部は、施策の推進を図るとともに、コンプライアンスホットライン窓口として、従業員などからの公益通報に基づき、社会規範や倫理に反する当社及び従業員の行為を調査し、違反状態の速やかな行為改善を図る。
- * また、研究開発段階で行われるヒトを使った効用・安全性の確認などが、個人の尊厳や人権を損なわないものであるかを事前に審査する機関として担当取締役を委員長とした研究倫理審査委員会を設置する。委員会には、研究部門以外の社員を始め、社外の医師や弁護士も加えて、中立的な立場から審査・承認ができる体制とする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- * 当社は、当社グループにおけるリスク管理の統括機関として、代表取締役社長を委員長とする総合リスク対策会議を設置し、リスク対応方針や重要リスク対応課題について検討し、迅速な意思決定を行う。
- * 各事業所の業務活動が、法令、諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているか否かを検討し、経営の合理化・業務効率の改善向上に資することを目的に内部監査を実施する。内部監査の実施は経営企画室が担当し、半期毎に定期監査を実施し、監査において発見された問題点については、都度情報交換・意見交換を行い、必要な対策または改善措置を立案・実行する。
- * 担当取締役を委員長とする品質保証委員会を設置し、現場からトップまで品質情報の一貫化による品質行政対応

のスピードアップを図り、また、設計品質のアセスメントを実施する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- *当社は、執行役員制度により、意思決定・監督機能(取締役)と業務執行機能(執行役員)を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図る。
- *取締役の任期は、経営環境の変化への迅速な対応のため、1年とする。
- *経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各事業本部・業務執行ラインにおいて、目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画通りに進捗しているか取締役会での月次決算報告を通じて定期的にチェックを行う。
- *取締役の職務の執行が効率的に行われることは、すなわち利益をあげることと捉え、持続的な利益獲得力を高める仕組みとして、リアルタイムマネジメント、事業所別利益マネジメントシステムにより、業務活動を遂行する。
- *多くの株主さまの目で当社を評価していただく(経営監視機能の強化のため「ファン株主づくり」)を推進する。今後も、株主さまからいただくご意見を経営活動に活かすとともに、企業活動の情報開示を拡充させていく。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- *当社は、議事録・稟議書等取締役の職務執行に関わる情報については、法令及び取締役会規程をはじめとした社内規程に基づき、保存及び管理を行う。
- *また、情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」を作成し、個人情報を含む機密情報の保護に取り組む。また、その内容については、「情報セキュリティガイドブック」を発行し、事業所で説明会をするなど社内での浸透を図る。

⑤当子会社・関連会社における業務の適正を確保するための体制

- *子会社・関連会社における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社全てに適用する行動規範を定め活動する。
- *子会社・関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の四半期毎の報告と重要案件については、親会社であるカゴメ取締役会への付議・報告を行うこととする。
- *子会社・関連会社の管理については、経営企画室、事業開発部、財務経理部にて行う。

⑥監査役の職務を補助する体制

- *当社は、現在、監査役の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて経営企画室をはじめとした各部門スタッフが補助することとし、補助にあたっては取締役をはじめ組織上の上長等の指揮命令を受けないこととする。

⑦監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- *当社の監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役会の経営意思決定、経営陣の業務執行を常に監査役会にてチェックできる体制を整える。
- *また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社グループは「感謝」、「自然」、「開かれた企業」を企業理念としております。これは創業100周年にあたる1999年を機に、当社グループのさらなる発展を目指して、創業者や歴代経営者の信条を受け継ぎ、当社の商品と提供価値の源泉、人や社会に対し公正でオープンな企業を目指す決意を込めて、2000年1月に制定したものです。当社グループはこの企業理念に則り、企業活動を展開しております。

当社の株式について、特定の買付者による大量取得行為が行われる場合に、株主の皆さまが当社の株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えられますが、その前提として、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断を頂くために適切かつ十分な期間と機会を確保することが重要と考えられます。そのためには、当社取締役会が、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これを株主の皆さまにご提供するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のいずれを選択すべきかについて、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえでそのご判断を仰ぐことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために最善の方策であると当社は考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は企業理念のひとつである「開かれた企業」に則り、「ファン株主10万人構想」を重要な経営目標として取り組んでまいりました。当社の商品をご購入いただくお客さまと当社の株主さまは表裏一体である、との考えからです。この結果、2013年3月末日現在の株主数は173,352人となり、当社の発行済株式総数に占める個人株主の皆さまの持株比率は約60%となりました。このように、当社はお客さま資本に大きく支えられております。

当社は創業した1899年以来、当社の企業価値を高めることに取り組んできておりますが、このような取り組みを推進することによって、より一層当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることができるものと確信しております。

③基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社はこのような考え方にに基づき以下のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本ルール」といいます。)を制定し、導入いたしました。本ルールは、当社株式の買付(以下において定義します。)が行われる場合に、買付者(以下において定義します。)に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆さまに対して、買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を害する買付を抑制し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社は、万一当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がある買付の提案がなされた場合であっても、かかる買付提案に対する対抗策の発動は、株主の皆さまの株主共同の利益にかかわるものであるため、原則として株主の皆さまの意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。そのため、本ルールでは、買付者から買付提案がなされた場合には、当社取締役会が買付者から詳細な情報を収集し、これを独立委員会(以下において定義します。)に提供したうえで、当社取締役会及び独立委員会において慎重かつ十分な検証を行い、当社取締役会が、独立委員会の

勧告を最大限尊重したうえで、当該買付提案は当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があると判断した場合には、株主の皆さまに対して、買付者の買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに当社取締役会が作成する代替案に関する適切かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かをご判断頂くこととしております。

なお、買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかである場合や、買付者が本ルールを遵守しない場合には、株主意思確認総会等を開催することなく、独立委員会の意見を最大限尊重のうえ当社取締役会の判断に基づいて対抗策を発動いたします。

- ※1 「買付」とは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他一切の行為、または当社が発行者である株券等について、公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいいます。
- ※2 「買付者」とは、買付を行う者及び買付を行おうとする者(当社の同意を得ることなく、かかる買付に関する情報開示等を行う者及び買付提案を行う者を含む)をいいます。
- ※3 「独立委員会」とは、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外役員又は学識経験者等の中から、当社取締役会決議に基づき選任される3名以上の委員によって構成される委員会をいいます。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルールの設計にあたり、以下の事項を考慮し盛り込むことにより、本ルールが基本方針に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させるために最善の方策であると考えております。

[1] 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

[2] 株主の皆さまの意思を重視するものであること

本ルールは、株主の皆さまにご判断をいただくために適切かつ十分な情報を提供したうえで、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであるとの判断がなされた場合には、株主意思確認手続きを行うことにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かを直接ご判断いただく方法を採用しております。

また、当社は当社取締役会において決議した本ルールを定時株主総会において株主の皆さまの承認を得たうえで継続することとしており、その後当社株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合は、当該決議に従い変更又は廃止されるものとなっております。更に、本ルールには有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。

このように、本ルールは、株主の皆さまの意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

[3] 当社取締役会の判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思確認手続きを行わずに対抗策を発動できる場合は、買付者が本ルールに違反した場合や買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかな場合であり、かつ独立委員会が当社取締役会の判断による対抗策の発動に賛同する場合に限定されています。

【4】独立委員会及び第三者たる専門家の意見を重視

本ルールにおいては、買付者による買付提案に対して対抗策を発動するか否かの判断が適切になされることを確保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置し、買付者からの買付提案に関する情報の収集、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非、及び株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を諮問し、これを最大限尊重する仕組みを採用しています。

また、当社取締役会は、代替案及び買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の作成にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることが可能であり、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮するものとされています。

(3) 剰余金の配当等の決定方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。具体的には2005年3月期より、「連結業績を基準に、配当性向25%を目安に安定的に現金配当する」こととしてまいりました。今後は、株主の皆さまへの利益還元をさらに充実させるため、新たな3カ年の中期経営計画の最終年度である2016年3月期までに、「連結業績を基準に、配当性向40%を目安に安定的に現金配当する」ことを目指してまいります。

《当期の剰余金の配当》

当期の配当につきましては、本年1月24日に公表いたしました「配当予想(増配)の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、1株につき2円増配し年間20円とさせていただきます。

この結果、連結配当性向は30.7%(個別配当性向は32.5%)となります。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 20社

カゴメ不動産(株)、カゴメ物流サービス(株)、加太菜園(株)、響灘菜園(株)、KAGOME INC.、内蒙古可果美食品有限公司、台湾可果美股份有限公司、可果美(杭州)食品有限公司、KAGOME FOODS INC.、Vegitalia S.p.A.、いわき小名浜菜園(株)、Kagome Australia Pty Ltd.、Kagome Foods Australia Pty Ltd.、Kagome Farms Australia Pty Ltd.、可果美餐飲管理(無錫)有限公司、可果美(無錫)食品有限公司、Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.、Industria de Transformacao de Produtos Alimentares, S.A.、Fomento da Industria do Tomate, S.A.、OSOTSPA KAGOME CO.,LTD.

Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.及びその子会社2社につきましては、当連結会計年度に株式を追加取得したことにより連結の範囲に含めております。

OSOTSPA KAGOME CO.,LTD.につきましては、当連結会計年度に設立したことにより連結の範囲に含めております。

Kagome Foods Australia Pty Ltd.及びKagome Farms Australia Pty Ltd. につきましては、2012年9月1日より社名をそれぞれCedenco Australia Pty Ltd.及びCedenco Farms Australia Pty Ltd.から変更しております。

(2) 非連結子会社 2社 愛知トマト(株)、和粹技(上海)商貿有限公司

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社 1社

世羅菜園(株)

なお、Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.は、株式の追加取得により連結の範囲に含めたことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社 4社

愛知トマト(株)、和粹技(上海)商貿有限公司、TAT TOHUMCULUK A.S.、南相馬復興アグリ再生準備(株)

非連結子会社2社及び関連会社2社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

当連結会計年度において、より適切に連結経営管理を行うため、持分法適用会社である世羅菜園(株)の決算日を2月末日から12月31日に変更しております。

この決算日変更により、当連結会計年度は10カ月間を連結しております。

当該決算期変更により連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カゴメ不動産(株)及びカゴメ物流サービス(株)の決算日は2月末日であり、加太菜園(株)、響灘菜園(株)、いわき小名浜菜園(株)、KAGOME INC.、台湾可果美股份有限公司、内蒙古可果美食品有限公司、可果美(杭州)食品有限公司、KAGOME FOODS INC.、Vegitalia S.p.A.、Kagome Australia Pty Ltd.、Kagome Foods Australia Pty Ltd.、Kagome Farms Australia Pty Ltd.、可果美餐飲管理(無錫)有限公司、可果美(無錫)食品有限公司、Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.、Industria de Transformacao de Produtos Alimentares, S.A.、Fomento da Industria do Tomate, S.A.及びOSOTSPA KAGOME CO., LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度において、より適切に連結経営管理を行うため、いわき小名浜菜園(株)、加太菜園(株)、響灘菜園(株)の決算日を2月末日から12月31日に変更しております。

この決算日変更により、当連結会計年度は10カ月間を連結しております。

当該決算期変更により連結計算書類に与える影響は軽微であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~50年

機械装置及び運搬具 2~15年

② 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- | | |
|----------|---------|
| a. ヘッジ手段 | 為替予約等 |
| ヘッジ対象取引 | 外貨建予定取引 |
| b. ヘッジ手段 | 金利スワップ |
| ヘッジ対象取引 | 借入金 |
| c. ヘッジ手段 | 商品スワップ |
| ヘッジ対象取引 | ガス |

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より2012年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

6. 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記いたしました。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 資産の内容及びその金額

受取手形及び売掛金	571百万円
商品及び製品	455百万円
原材料及び貯蔵品	4,685百万円
建物及び構築物	1,118百万円
機械装置及び運搬具	1,086百万円
工具、器具及び備品	15百万円
土地	852百万円
計	8,785百万円

(2) 担保に係る債務の金額

短期借入金	1,731百万円
長期借入金	1,541百万円

2. 保証債務

世羅菜園㈱銀行借入	389百万円
従業員住宅資金借入	4百万円
従業員契約物件保証債務	12百万円
計	406百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,616,944株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2012年5月18日 取締役会	普通株式	1,790	18	2012年3月31日	2012年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2013年5月24日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

- ①配当金の総額 1,989百万円
- ②1株当たり配当額 20円
- ③基準日 2013年3月31日
- ④効力発生日 2013年5月29日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に食品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な事業運転資金についても銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取り引きは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、社内規定に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。その一部には、製品の輸出に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用の債券であり、株式及び債券については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。借入金の一部については、外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、借入金の一部については、変動金利のものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループでは、社内規定に従い、営業債権について、営業管理部門及び財務経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他有価証券のうちMMF、コマーシャルペーパー等は、社内規定により格付けの高いもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関(長期債務に対する格付シングルA以上)とのみ取引引きを行っております。

当期の連結決算日現在の最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務及び外貨建て借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引を利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により当社の財務経理部及び一部子会社が実施しております。取引予定額、月次取引状況、取引残高等について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務経理部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち26.4%が特定の大口顧客(伊藤忠商事株)に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2013年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	18,498	18,498	—
(2)受取手形及び売掛金	27,175	27,175	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	5,183	5,180	△ 3
その他有価証券	22,334	22,334	—
(4)投資その他の資産 その他			
長期預金	1,000	1,001	1
資産計	74,192	74,191	△ 1
(1)支払手形及び買掛金	14,803	14,803	—
(2)短期借入金	7,010	7,010	—
(3)長期借入金	16,529	16,531	1
負債計	38,343	38,345	1
デリバティブ取引(※)			
(1)ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
(2)ヘッジ会計が適用されているもの	2,633	2,633	—
デリバティブ取引計	2,633	2,633	—

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券は満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有してあります。満期保有目的の債券に関する連結貸借対照表計上額と時価との差額及びその他有価証券に関する取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりであります。

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	5,183	5,180	△ 3
	小 計	5,183	5,180	△ 3
合 計		5,183	5,180	△ 3

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	区 分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,958	5,435	3,522
	小 計	8,958	5,435	3,522
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	3,558	3,655	△ 96
	小 計	3,558	3,655	△ 96
合 計		12,517	9,091	3,426

※1. 預金と同様の性格を有するものであるため取得原価をもって貸借対照表価額とした有価証券は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

内 容	連結貸借対照表計上額
M M F	9,817

2. 有価証券について51百万円(その他有価証券で時価のある株式51百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。また、30～50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(4) 投資その他の資産その他

長期預金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

① 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価	
繰延ヘッジ処理	為替予約取引	外貨建予定取引 (売掛金、買掛金)				
	米ドル受取・円支払		5,704	1,467	347	
	ユーロ受取・円支払		1,847	—	△ 65	
	豪ドル受取・円支払		328	—	4	
	NZドル受取・円支払		680	—	2	
	ユーロ受取・米ドル支払		1,171	—	△ 54	
	豪ドル受取・米ドル支払		205	—	1	
	NZドル受取・米ドル支払		429	—	△ 1	
	米ドル支払・ユーロ受取		664	—	38	
	英ポンド支払・ユーロ受取		1,188	—	30	
	豪ドル支払・ユーロ受取		18	—	0	
	通貨スワップ取引					
	米ドル受取・円支払		9,593	3,385	321	
	通貨オプション取引					
米ドル受取・円支払	25,844	25,844	2,010			
合 計		47,675	30,697	2,634		

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

② 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	11,971	11,971	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

③ 商品関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ処理	商品スワップ取引	ガス	33	—	△ 0

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,555

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(1) 現金及び預金	18,498	—	—	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,175	—	—	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券						
満期保有目的の債券	5,000	—	183	—	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	—
(4) 投資その他の資産						
長期預金	—	—	1,000	—	—	—
金銭債権及び満期がある有価証券合計	50,674	—	1,183	—	—	—
(1) 短期借入金	7,010	—	—	—	—	—
(2) 長期借入金	1,006	2,973	704	4,941	2,455	4,447
有利子負債計	8,017	2,973	704	4,941	2,455	4,447

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,020円86銭
2. 1株当たり当期純利益	65円15銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VII. その他の注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び閉鎖型適格退職年金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社では確定拠出型の年金制度を設計しております。この他、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

当社の退職一時金制度において退職給付信託を設定しております。

(2) 退職給付債務に関する事項(2013年3月31日)

(単位：百万円)

イ. 退職給付債務	△ 5,327
ロ. 年金資産	1,271
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△ 4,055
ニ. 未認識数理計算上の差異	1,217
ホ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△ 2,837
ヘ. 前払年金費用	1
ト. 退職給付引当金(ホ-ヘ)	△ 2,839

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

(単位：百万円)

イ. 勤務費用	303
ロ. 利息費用	77
ハ. 期待運用収益	△ 25
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	135
ホ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	491
ヘ. 確定拠出年金への掛金支払額他	415
計(ホ+ヘ)	907

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%~1.75%
ハ. 期待運用収益率	1.5%~2.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	17年

(注) 数理計算上の差異の処理年数については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌年度から費用処理しております。

2. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.
事業の内容	食品(トマト)製造及び販売

② 企業結合を行った主な理由

2007年、Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.社が設立時に締結された株主間契約書に準じ、株主であるAGROCAPITAL(ポルトガル国政府系農業ファンド)がプットオプションを行使いたしました。当社は、契約書記載事項に基づき同社株式の追加取得を行うことといたしました。

③ 企業結合日

2012年3月31日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	43.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	12.5%
取得後の議決権比率	55.5%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したことによりです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.の決算日は12月31日であり、みなし取得日を2012年3月31日としているため、企業結合日以後の被取得企業の業績は2012年4月1日から計上しております。

なお、2012年1月1日から2012年3月31日までの期間については、持分法による投資損益として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日直前に所有していた株式の時価	1,207百万円
	追加取得に伴い支出した現金	157百万円
取得に直接要した費用	アドバイザリー費用等	—
取得原価		1,364百万円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
該当事項はありません。

(5) 発生した負ののれんの金額及び発生原因

① 発生した負ののれん金額

214百万円

② 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったためであります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 5,131百万円

固定資産 3,369百万円

資産合計 8,500百万円

流動負債 4,607百万円

固定負債 1,162百万円

負債合計 5,770百万円

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 1,162百万円

営業損失 12百万円

経常損失 15百万円

当期純損失 0百万円

(概算額の算定方法)

概算額の算定については、Holding da Industria Transformadora do Tomate, SGPS S.A.の2012年1月1日から2012年3月31日までの連結売上高及び損益の数値を基礎とし、算出しております。

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

3. 資産除去債務に関する注記

当社グループは、不動産賃借契約に基づくオフィス、生鮮野菜事業における菜園用地、オーストラリアの生トマト栽培用地等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)	賞与引当金	884
	未払事業税	185
	その他	512
	小計	<u>1,582</u>
	評価性引当額	<u>△ 28</u>
	合計	1,554
繰延税金負債(流動)との相殺		<u>△ 853</u>
繰延税金資産(流動)の純額		700
繰延税金負債(流動)	繰延ヘッジ損益	872
	その他	0
	小計	<u>872</u>
繰延税金資産(流動)との相殺		<u>△ 853</u>
繰延税金負債(流動)の純額		18
繰延税金資産(固定)	繰越欠損金	3,591
	その他有価証券評価差額金	31
	減損損失	681
	投資有価証券評価損	323
	退職給付信託設定額	537
	退職給付引当金	964
	ソフトウェア費用損金不算入額	336
	年金資産配当金益金算入額	126
	その他	412
	小計	<u>7,005</u>
	評価性引当額	<u>△ 2,192</u>
	合計	4,813
繰延税金負債(固定)との相殺		<u>△ 2,565</u>
繰延税金資産(固定)の純額		2,247
繰延税金負債(固定)	その他有価証券評価差額金	1,215
	土地評価差益	1,288
	固定資産圧縮積立金	683
	退職給付信託設定益	150
	その他	438
	合計	<u>3,776</u>
繰延税金資産(固定)との相殺		<u>△ 2,565</u>
繰延税金負債(固定)の純額		1,211

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

5. 販売費及び一般管理費の主な内訳

(単位：百万円)

販	売	手	数	料	4,795					
販	売	促	進	費	37,751					
広	告	宣	伝	費	7,053					
運	賃	・	保	管	料	10,147				
貸	倒	引	当	金	繰	入	額	45		
取	締	役	報	酬	252					
監	査	役	報	酬	53					
役	員	賞	与	引	当	金	繰	入	額	59
給	料	・	賃	金	9,621					
賞	与	引	当	金	繰	入	額	1,712		
退	職	給	付	費	用	627				
そ	の	他	人	件	費	3,256				
減	価	償	却	費	1,656					

6. 研究開発費の金額

(単位：百万円)

研	究	開	発	費	3,009
---	---	---	---	---	-------

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	10年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段	為替予約等
ヘッジ対象取引	外貨建予定取引
b. ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象取引	借入金

(3) ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスクを回避する目的のみヘッジ手段を利用する方針であります。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

8. 会計方針の変更

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、2012年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

9. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「賃貸収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 債務保証

当社従業員及び関係会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

	(単位：百万円)
いわき小名浜菜園(株)銀行借入	375
加太菜園(株)未払債務	315
世羅菜園(株)銀行借入	389
カゴメ物流サービス(株)未払債務	11
従業員住宅資金借入	4
従業員契約物件保証債務	12
計	<u>1,107</u>

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	(単位：百万円)
(1) 短期金銭債権	5,738
(2) 長期金銭債権	9,584
(3) 短期金銭債務	2,301
(4) 長期金銭債務	211

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

	(単位：百万円)
(1) 売上高	211
(2) 仕入高・販売費及び一般管理費	18,186
(3) 営業取引以外の取引高	909

2. 販売費及び一般管理費の主な費目及び金額

	(単位：百万円)
販売手数料	4,633
販売促進費	37,595
広告宣伝費	6,962
運賃・保管料	9,173
貸倒引当金繰入額	27
取締役報酬	252
監査役報酬	53
役員賞与引当金繰入額	59
給料・賞金	7,940
賞与引当金繰入額	1,597
退職給付費用	590
その他人件費	2,752
交際費・会議費	384
寄付金	58
減価償却費	1,328

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 152,284株

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)	賞与引当金	835
	未払事業税	187
	その他	321
	合計	<u>1,344</u>
繰延税金負債(流動)との相殺		<u>△ 853</u>
繰延税金資産(流動)の純額		490
繰延税金負債(流動)	繰延ヘッジ損益	853
	その他	0
	合計	<u>853</u>
繰延税金資産(流動)との相殺		<u>△ 853</u>
繰延税金負債(流動)の純額		—
繰延税金資産(固定)	投資有価証券評価損	323
	関係会社投融資評価損	3,471
	その他有価証券評価差額金	31
	退職給付信託設定額	537
	退職給付引当金	890
	ソフトウェア費用損金不算入額	336
	年金資産配当金益金算入額	126
	その他	238
	小計	<u>5,956</u>
	評価性引当額	<u>△ 1,401</u>
	合計	<u>4,555</u>
繰延税金負債(固定)との相殺		<u>△ 3,605</u>
繰延税金資産(固定)の純額		949
繰延税金負債(固定)	その他有価証券評価差額金	1,215
	土地評価差益	446
	関係会社への不動産売却益	1,096
	固定資産圧縮積立金	683
	退職給付信託設定益	150
	その他	13
	合計	<u>3,605</u>
繰延税金資産(固定)との相殺		<u>△ 3,605</u>
繰延税金負債(固定)の純額		—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	37.7
(調整)	
住民税均等割額	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
試験研究費の特別控除	△ 1.8
評価性引当額の変動	2.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.9
その他	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>40.3</u>

VI. 資産除去債務に関する注記

当社は、不動産賃借契約に基づくオフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として車両(車両運搬具)、OA機器(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

[1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記]4(3)に記載のとおりであります。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)		科 目	期末残高(百万円)	
子会社	加太菜園(株)	所有 直接70%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注1)	貸付	50	短期貸付金	—	
					回収	110			
					貸付	1,300	長期貸付金		1,300
					回収	1,300			
				利息の受取(注1)	1	流動資産その他	0		
子会社	響灘菜園(株)	所有 直接66%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注2)	貸付	2,200	長期貸付金	2,550	
					回収	2,400			
				利息の受取(注2)	3	流動資産その他	0		
子会社	いわき小名浜 菜園(株)	所有 直接49%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注3)	貸付	610	短期貸付金	260	
					回収	575			
					貸付	2,600	長期貸付金		2,850
					回収	2,250			
				利息の受取(注3)	3	流動資産その他	0		
子会社	Vegitalia S.p.A.	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付	貸付	1,085	短期貸付金	—	
					回収	1,510			
				利息の受取	2	流動資産その他	—		
子会社	Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.	所有 直接55.51%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注4)	貸付	4,409	短期貸付金	4,346	
					回収	—			
				利息の受取(注4)	1	流動資産その他	1		
子会社	カゴメ不動産(株)	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注5)	貸付	500	短期貸付金	500	
					回収	600			
					貸付	—	長期貸付金		1,800
					回収	—			
				利息の受取(注5)	3	流動資産その他	0		

(注) 1. 加太菜園(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、下記のとおりです。なお、担保は受け入れておりません。

長期貸付金：1,300百万円 返済期限：2017年9月29日(一括返済)

2. 響灘菜園(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、下記のとおりです。なお、担保は受け入れておりません。

長期貸付金：350百万円 返済期限：2014年9月30日(一括返済)

長期貸付金：700百万円 返済期限：2017年9月29日(一括返済)

長期貸付金：1,500百万円 返済期限：2019年9月30日(一括返済)

3. いわき小名浜菜園(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、下記のとおりです。なお、担保は受け入れておりません。
- 短期貸付金： 50百万円 返済期限：2013年4月30日
短期貸付金： 20百万円 返済期限：2013年6月28日
短期貸付金： 90百万円 返済期限：2013年7月31日
短期貸付金： 100百万円 返済期限：2013年8月31日
長期貸付金： 250百万円 返済期限：2014年9月30日(一括返済)
長期貸付金：2,600百万円 返済期限：2019年9月30日(一括返済)
4. Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、下記のとおりです。なお、担保は受け入れておりません。
- 短期貸付金： 724百万円 返済期限：2013年6月27日
短期貸付金：3,621百万円 返済期限：2013年9月27日
5. カゴメ不動産(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、下記のとおりです。なお、担保は受け入れておりません。
- 短期貸付金： 500百万円 返済期限：2014年3月29日
長期貸付金： 800百万円 返済期限：2015年3月27日(一括返済)
長期貸付金：1,000百万円 返済期限：2017年3月29日(一括返済)

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,005円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 61円61銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。